

ハイライト:

- ・消費税法上、課税事業者には決められた書類の記録、保存義務があります。
- ・13年4月1日以降の申告に際しては、パソコン等の償却計算にご注意を！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶 1

会社が管理しなくてはならない法定文書
- 税法編 - 続編 1

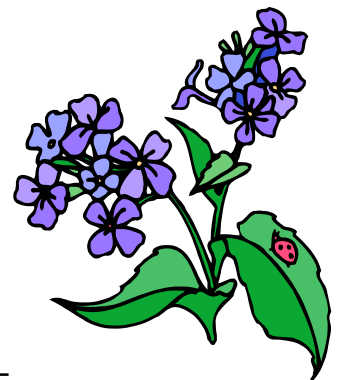
パソコン償却計算にご注意を 2

ご挨拶

すがすがしい新緑の季節がやってきたと思
っているうちに、じめじめとしてうっとおしい
梅雨の季節の到来となってしまいました。

第6号では、前号でご説明いたしました
会社が管理しなくてはならない法定文書
- 税法編 - 法人税の続編及び平成13年度
税制改正の実務上の注意点について取り上
げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらず
お問い合わせ下さい。よろしくお願いいたします。



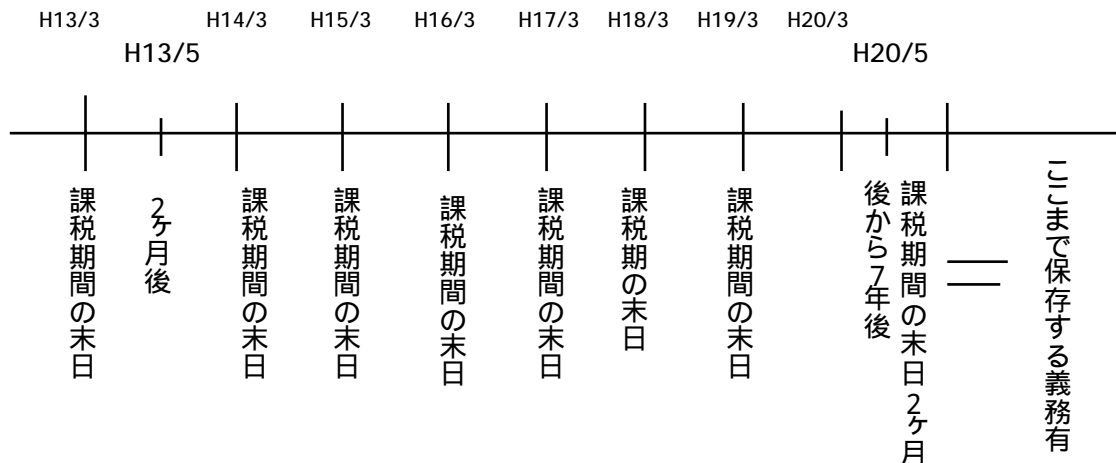
公認会計士 中村元彦

公認会計士・社会保険労務士 中村友理香

会社が管理しなくてはならない法定文書 - 税法編 - 続編

< 消費税 >

消費税法上、課税事業者は帳簿を備え付け、記録・保存する義務があります。その保存期間は、課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間となっています。(3月決算での例)



また、課税事業者が消費税の計算上仕入税額控除を行うためには課税仕入れにかかる一定事項を記載した帳簿とその課税仕入れにかかる請求書等の保存(7年間)が要件とされています。

帳簿	課税仕入れにかかる帳簿に記載すべき事項	イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ロ 課税仕入れを行った年月日 ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ニ 課税仕入れに係る支払い対価の額
	輸入貨物の引き取りにかかる帳簿に記載すべき事項	イ 課税貨物を保税地域から引き取った年月日 ロ 課税貨物の内容 ハ 課税貨物の引き取りに係わる消費税額及び地方消費税額またはその合計額
請求書等	課税資産の譲渡等を行った事業者から交付される請求書・納品書・仕入明細書等	イ 書類の作成者の氏名又は名称 ロ 課税資産の譲渡を行った年月日 ハ 課税資産の譲渡等の内容 ニ 課税資産の譲渡等の対価の額 ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
	課税貨物を引き取る場合、税関長から交付を受ける輸入許可書等	イ 保税地域の所在地を所轄する税関長 ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることのできることとなった年月日 ハ 課税貨物の内容 ニ 課税貨物に係わる消費税の課税標準額と消費税額及び地方消費税額 ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

3万円以上の取引で上記の要件を満たさないものについては、仕入税額控除が認められないのでご注意ください。

< 源泉徴収関係 >

源泉徴収義務者は、毎月の給料・源泉徴収税額計算や年末調整を行うために、以下の書類を用意・保存しておく必要があります。法令で何年とは明確に決まっていますが、税務調査を想定し5年から7年ぐらいは保存しておくのが一般的です。

保存が必要な書類	イ 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 ロ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ハ 給与所得者の保険控除申告書・配偶者特別控除申告書 ニ 退職所得の受給に関する申告書 など
----------	--

ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中)
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

(注意)平成13年度税制改正でパソコンの耐用年数が4年、その他の耐用年数が5年とされました。この結果平成13年4月1日以降開始する事業年度の申告で用いるパソコンの償却率は、取得時期に関係なく変更となります。平成13年4月1日以降の取得したもののみが新耐用年数となるのではないことにご留意下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。